

被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

火災で被災された方へ

火災後の手続きや支援についてご案内します。

令和7年4月版 火災被災者ハンドブック



静岡市

被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

このたびは突然の災害に見舞われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この冊子では、火災後の各種手続きや被災者支援についてご案内します。緊急性の高いものを中心に、早めに手続きをした方がよいものから順に掲載していますので、ご活用ください。

また、掲載されていない手続きや不安に感じていることなど、お困りの際にはお気軽に区役所の地域総務課へご相談ください。



受付時間について

静岡市役所の手続きの受付時間は、
月～金曜日の 8:30～17:15(土日、祝日、12/29～1/3 を除く)です。
受付時間が特殊な手続きについては、各ページにご案内をしています。

目次

2

被災者相談窓口	3
静岡市災害見舞金	4
災害救援品	5
火災に関する調査	6

できるだけ早めに手続きをするもの

火災り災証明書の交付申請	7
マイナンバーカードの再交付	8
国民健康保険・後期高齢者医療制度 保険証等の再交付	9
介護保険証等の再交付	10
運転免許証の再交付	11
市営住宅の一時入居手続き	12
上下水道の中止・廃止届	13

少し落ち着いてから手続きをするもの

火災ごみの処分	14
浄化槽の手続き	15
住民票の写しの請求	16
印鑑登録	17
パスポート(旅券)の届出	18
郵便局への転居届	19
国民健康保険・後期高齢者医療制度 保険料の減免	20
国民年金保険料の免除等	21
第一号被保険者介護保険料の減免等	22
個人の市民税・県民税の減免、森林環境税の免除・	23
固定資産税・都市計画税の減免	24
市税の徴収猶予の相談	25
県税の減免	26
国税の手続き	27
暮らし・しごと相談支援センター	28
母子父子寡婦福祉資金	29
生活福祉資金貸付	30

被災者相談窓口

火災に遭って、住むところがない、財布も本人確認書類も全て燃えてしまった、何から手をつけたらよいかわからない、そんな困りごとや相談などがありましたら、お住まいの区の地域総務課にご相談ください。

生活の再建に向けて、各種窓口、制度をご案内します。

問合せ先		電話番号
葵区	地域総務課	054-221-1343
駿河区	地域総務課	054-287-8697
清水区	地域総務課	054-354-2024

MEMO

静岡市災害見舞金

災害により被害を受けた市民に、静岡市より見舞金を交付します。

●対象者

常時居住していた住居が火災や消火活動で全半焼・全半損した場合に、世帯主の方に見舞金をお渡しします。

また、火災により負傷し1か月以上の治療が必要な場合には、負傷された方に見舞金をお渡しします。火災により亡くなられた場合は、御遺族にお渡しします。

※故意による火災の場合は、対象になりません。

全焼・全損	10万円※
半焼・半損	5万円※
死亡	10万円
負傷（1か月以上の治療が必要）	5万円

※寄宿舍、寮、下宿等（アパート除く）に、単身で居住している方については、1/2の額

●見舞金受取時に必要なもの

本人確認書類、（負傷の場合）診断書の写し

問合せ先	電話番号
葵区 地域総務課	054-221-1343
駿河区 地域総務課	054-287-8697
清水区 地域総務課	054-354-2024

MEMO

災害救援品（日本赤十字社）

住宅火災の被災者の方に、希望により、日本赤十字社静岡県支部が備蓄する毛布や下着、タオル、簡易な日用品などを支給します。

- 毛布又はタオルケット
（原則として全焼した世帯）
- 圧縮下着…綿 100%のＴシャツ・パンツ
各２枚のセット（男性用・女性用）
- 圧縮タオル…綿 100%のバスタオル１枚と
タオル・ハンドタオル各２枚のセット
- 緊急セット…タオル、ウェットティッシュ、
ポケットティッシュ、軍手、ゴム手袋、ビニール袋、メモ用紙、鉛筆、コップ、物干しロープ、スプーンフォークセット、包帯、洗濯バサミ、救急絆創膏、ガーゼ、マスク、歯ブラシ、毛抜、風呂敷、懐中電灯、携帯ラジオ、天チャックポーチ、ブックレット、乾電池

問合せ先	電話番号
日本赤十字社静岡市地区本部	
葵・駿河地区	054-272-4811
清水地区	054-354-2392

MEMO

火災に関する調査

火災現場は大変危険ですので、消防・警察の火災調査が終了するまでは、立ち入りの制限をさせていただきます場合があります。

りさい
罹災建物関係者の方には、火災調査実施時に立ち会い等の御協力をお願いします。

問合せ先		電話番号
葵	消防署	054-255-0119
駿河	消防署	054-280-0119
千代田	消防署	054-263-1295
清水	消防署	054-367-3119
港北	消防署	054-363-0119
日本平	消防署	054-335-0119

MEMO

火災り災証明書の交付申請

火災の「り災証明書」は、火災に遭われたことを証明する公的な書類です。様々な支援制度の利用や、損害保険金・共済給付金の保険の請求などに使用できます。

申請方法など詳しくは、最寄りの消防署にお問い合わせください。

●手数料：無料

問合せ先		電話番号
葵	消防署	054-255-0119
駿河	消防署	054-280-0119
千代田	消防署	054-263-1295
清水	消防署	054-367-3119
港北	消防署	054-363-0119
日本平	消防署	054-335-0119

MEMO

マイナンバーカードの再交付

マイナンバーカード（プラスチック製・顔写真入り）を焼失された場合は、本人からの申し出により再交付申請をすることができます。

●申請時の持ち物

- ・ **本人確認書類**（運転免許証又は健康保険証・年金手帳等）
- ・ **り災証明書**（原本／確認後返却）

●手数料

- ・ 1,000 円（受け取りの際に支払い）
- または、
- ・ 2,000 円（特急発行：申請時に支払い）

※詳細はお問い合わせください

問合せ先		電話番号
葵区	戸籍住民課	054-221-1061
	井川支所	054-260-2211
駿河区	戸籍住民課	054-287-8611
	長田支所	054-259-5522
清水区	戸籍住民課	054-354-2126
	蒲原支所	054-385-7760

MEMO

国民健康保険・後期高齢者医療制度 保険証等の再交付

火災により国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者証など※を焼失等された場合、被保険証の代わりに資格確認書や限度額適用認定証などを再交付します。マイナ保険証の利用登録をしているマイナンバーカードを焼失等された場合も、資格確認書などを交付します。再交付の手続きはご本人または同じ世帯の方が、各区役所窓口においでください。

別世帯の方が届け出る場合は委任状が必要です。

●持ち物

- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・すべて焼失等の場合は、**り災証明書**

*委任状を持参した場合、または本人確認書類が写真付きでない場合は、即日交付不可（後日郵送します。）

●手数料：無料

問合せ先		電話番号
葵区	保険年金課	054-221-1070
駿河区	保険年金課	054-287-8621
清水区	保険年金課	054-354-2141
	蒲原支所	054-385-7780

※「被保険者証など」

- ・令和6年12月2日以降に交付された「資格確認書」
- ・「限度額適用認定証」
- ・「特定疾病療養受療証」

静岡市の国民健康保険や後期高齢者医療制度以外の保険に加入している場合は、ご加入の各保険組合にお問い合わせください。

MEMO

介護保険証等の再交付

火災により介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等を焼失等された場合、再交付します。

●持ち物

- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・すべて焼失等の場合は、り災証明書

●手数料：無料

問合せ先		電話番号
葵区	高齢介護課	054-221-1180
駿河区	高齢介護課	054-287-8679
清水区	高齢介護課	054-354-2110
	蒲原出張所	054-385-7790

MEMO

運転免許証の再交付(静岡県警察)

火災により運転免許証を焼失等された場合、
再交付の手続きをします。

●申請受付場所

県下運転免許センター

●受付時間

平日 10:00～11:00、14:30～15:30

●持ち物

・申請用写真 1 枚

(縦3×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、
6か月以内に撮影したもの)

・本人確認書類 (保険証、パスポートなど)

●手数料

1,500～2,700 円 ※

※運転免許証の保有方法 (状況) により異なります。

※本人確認書類をご用意できない場合は、
運転免許センターにご相談ください。

※住所変更等がある方は、その他必要な書類があり
ますので、運転免許センターにご確認ください。

MEMO

問合せ先	電話番号
中部運転免許センター	054-272-2221

市営住宅の一時入居手続き

次の住まいが決まるまで、一時的に市営住宅に入居することができます。

●使用期間

原則3か月まで（敷金・家賃無料）

●共益費・駐車場等

各団地の組合等に確認が必要（入居者負担）

●電気・ガス・水道

各事業者へ申込みが必要（入居者負担）

●家財道具

風呂と照明のみ備付けあり、寝具・カーテン等はありません。また、ペット連れではご利用いただけないなど、一定の条件があります。

※入居準備のため、ご案内できるまで時間を要する場合があります。

問合せ先	電話番号
(相談・申請) 住宅政策課	
	054-221-1132
(入居案内窓口) 静岡市まちづくり公社	
住宅管理課 静岡事務所	054-221-1253
住宅管理課 清水事務所	054-354-2238

WEB 申込



MEMO

上下水道の中止・廃止届

被災した住居等の水道・下水道を使用しない場合は、以下の事項をご連絡ください。

- ①使用を中止または廃止する上下水道の所在地
- ②使用を中止または廃止する上下水道の使用者
氏名
- ③確認のとれる連絡先

●受付時間

月～金曜日の 8:30～19:00

(12/29～1/3、土日祝日を除く)

※3、4月は土日祝日 8:30～17:00 も受付

問合せ先	電話番号
上下水道お客様サービスセンター	
054-251-1132	

MEMO

火災ごみの処分

火災により発生した「ごみ」は、清掃工場に搬入できないものも多くありますので、現地立会で確認をお願いしております。事前に廃棄物処理課へ連絡をお願いします。

問合せ先	電話番号
廃棄物処理課	054-262-4015

MEMO

浄化槽の手続き

火災により、住まいを離れる必要があり、ご自宅の浄化槽をしばらくの間使わない場合や、住まいの取り壊し等に伴い浄化槽を撤去される場合には、お手続きが必要ですので、以下の事項をご連絡ください。

- ① 浄化槽管理者（所有者）の氏名
- ② 浄化槽が設置されている所在地

問合せ先	電話番号
廃棄物対策課	054-221-1264

MEMO

住民票の写しの請求

●持ち物

- ・ **本人確認書類**（運転免許証又は健康保険証・年金手帳等）
- ・（本人確認書類をすべて焼失の場合） **り災証明書**（原本／確認後返却）

※本人と同一世帯の方以外が窓口に来られる
場合には委任状が必要です。

●手数料：1 通 300 円

●窓口及び受付時間

- ・ 区役所、支所、市民サービスコーナー

月～金曜日の8:30～17:15

（土日、祝日、12/29～1/3 を除く）

- ・ 市民サービスコーナー

月～金曜日の8:30～17:00

（土日、祝日、12/29～1/3 を除く）

問合せ先		電話番号
葵区	戸籍住民課	054-221-1061
	井川支所	054-260-2211
駿河区	戸籍住民課	054-287-8611
	長田支所	054-259-5522
清水区	戸籍住民課	054-354-2126
	蒲原支所	054-385-7760

MEMO

印鑑登録

火災により実印または印鑑登録証・印鑑登録手帳を焼失し、印鑑登録証明書が必要な方は、登録証の亡失手続き（または登録印鑑の廃止手続き）と印鑑登録の手続きをしていただきます。原則として、登録する本人が窓口にお越しください。代理人による申請を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

●持ち物

- ・登録する印鑑（大きさなど規定あり・詳細はお問い合わせください）
- ・本人確認書（マイナンバーカードや運転免許証など官公署発行の顔写真入りのもの、または健康保険証や年金手帳など）

●登録手数料：300 円

（印鑑登録証明書 1 通 300 円）

問合せ先		電話番号
葵区	戸籍住民課	054-221-1061
	井川支所	054-260-2211
駿河区	戸籍住民課	054-287-8611
	長田支所	054-259-5522
清水区	戸籍住民課	054-354-2126
	蒲原支所	054-385-7760

MEMO

パスポート（旅券）の届出

有効期間中のパスポートを焼失した場合は、パスポート窓口に届出をお願いします。焼失（紛失）の届出の際は、必ずご本人が窓口へお越しください。代理での手続きはできません。

●焼失（紛失）の届出に必要な書類等

- ・紛失届出書（パスポート窓口にあります）
- ・顔写真 1 枚（縦 4.5×横 3.5cm、6 か月以内に撮影した証明写真）
- ・本人確認書類
- ・り災証明書（原本）
- ・住民票（静岡市内に住民登録されている方は不要）

※新しいパスポートの申請を希望される方は、上記の届出と同時に新規申請をすることもできます。

詳細はお問い合わせください。

●新規申請に必要な書類

- ・一般旅券発給申請書（パスポート窓口にあります）
- ・戸籍の全部事項証明書（いわゆる戸籍謄本）
- ・顔写真 1 枚（届出用に加えて申請用にもう 1 枚必要）

問合せ先		電話番号
葵区	戸籍住民課	054-221-1061
駿河区	戸籍住民課	054-287-8611
清水区	戸籍住民課	054-354-2126

MEMO

郵便局への転居届(郵便局)

引っ越しの際には、最寄りの郵便局の窓口にて転居届を出せば、1年間旧住所宛の郵便物等が新住所に無料で転送されます。

※転送期間は、届出日から1年間です

●持ち物

- ・本人確認書類（運転免許証・保険証など）

●e転居

スマートフォンなどインターネットで転居届が申し込みます。



MEMO

国民健康保険・後期高齢者医療制度 保険料の減免

火災等により、資産に損失を受けた場合は、前年の所得に応じて保険料の減免が受けられる場合があります。ただし、火災保険等により補てんがある場合は、該当しない場合があります。

なお、申請は原則、各納期限の7日前、特別徴収の場合は対象年金各支払日の7日前までに、居住区の保険年金課窓口にて申請してください。

※納付済みの保険料は減額・免除の対象にはなりません。

●持ち物

- ・被保険者証または資格確認書等※
- ・本人確認書類※（マイナンバーカードや運転免許証等）
※すべて焼失等した場合はなくても手続きできます。
- ・り災証明書（原本／確認後返却）

※後日、損害の程度・内容がわかるものや損害補てん額のわかる書類の写し、収入・所得がわかる書類、預金通帳等の提出が必要です。

問合せ先		電話番号
葵区	保険年金課	054-221-1070
駿河区	保険年金課	054-287-8621
清水区	保険年金課	054-354-2141

MEMO

国民年金保険料の免除等

火災により、被保険者、世帯主等が所有する財産について、その価格の概ね 1/2 以上の損害を受けた場合、申請して承認されると国民年金第 1 号被保険者の保険料が免除されます。ただし、火災保険等により補てんがある場合は、該当しない場合があります。

なお、免除が承認された場合、保険料を全額納付した場合と比べて受給する年金額が減額されます。

●持ち物

- ・年金手帳※（または基礎年金番号通知書）
- ・本人確認書類※（運転免許証・マイナンバーカード等）
※すべて焼失等した場合はなくても手続きできます。
- ・火災証明書（原本／確認後返却）
- ・火災保険等により補てんされた場合は、
保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書

問合せ先		電話番号
葵区	保険年金課	054-221-1065
駿河区	保険年金課	054-287-8624
清水区	保険年金課	054-354-2134
静岡	年金事務所	054-203-3707
清水	年金事務所	054-353-2233

MEMO

第一号被保険者※介護保険料の減免等

火災等により、財産の3/10以上の損害を受けた場合は、前年の所得に応じて、介護保険料の減免、サービス費等の額の特例を受けられます。

ただし、火災保険等により補てんがある場合は、該当しない場合があります。

※第一号被保険者とは、65歳以上の方をいいます。

MEMO

●持ち物

- ・本人確認書類※（介護保険被保険者証・運転免許証等）

※すべて焼失等した場合はなくても手続きできます。

- ・火災証明書（写し）
- ・損害の程度・内容がわかるものや損害補てん額のわかる書類の写し等

問合せ先	電話番号
介護保険課	054-221-1292
葵区 高齢介護課	054-221-1180
駿河区 高齢介護課	054-287-8679
清水区 高齢介護課	054-354-2110
蒲原出張所	054-385-7790

個人の市民税・県民税の減免、 森林環境税の免除

火災等により次のいずれかに該当することとなった場合には、個人の市民税・県民税が減免され、又は、森林環境税が免除されることがあります。

- ・所得が著しく減少し、又は異常の出費を要したと認められる場合
- ・死亡し、又は身体に重大な障害を負った場合
- ・生活に通常必要な資産について損失が生じた場合

なお、手続に当たっては、納期限前7日までに、一定の事項を記載した申請書や添付書類の提出が必要となります。また、火災保険による補てんの状況などにより上記の場合に該当していても対象とならない場合があります。詳細はお問い合わせください。

●個人市民税・県民税、森林環境税

問合せ先	電話番号
市民税課(葵区)	054-221-1041
市民税課(駿河区)	054-221-1542
清水市税事務所	054-354-2072

MEMO

固定資産税・都市計画税の減免

火災により所有する固定資産（家屋・償却資産）について被害を受けた場合、その程度に応じて減免措置が受けられる場合があります。

減免の対象となるのは、火災により被害を受けた日以後に到来する納期に係る当該年度分の固定資産税・都市計画税です。

なお、手続きに当たっては、納期限前7日までに、一定の事項を記載した申請書や添付書類の提出が必要となります。詳細は、お問い合わせください。

●固定資産税・都市計画税（家屋）

問合せ先	電話番号
固定資産税課（葵区資産分）	054-221-1047
固定資産税課（駿河区資産分）	054-221-1547
清水市税事務所（清水区資産分）	054-354-2082

●固定資産税（償却資産）

問合せ先	電話番号
固定資産税課 償却資産係	054-221-1048

MEMO

市税の徴収猶予の相談

災害を受けたことにより、市税の納税が困難と認められる場合は、徴収猶予の制度があります。

●猶予の期間

原則、申請の日から 1 年以内（やむを得ない理由があると認められる場合は、1 年延長可）

問合せ先	電話番号
納税課 納税第 1 係（葵区）	054-221-1035
納税課 納税第 2 係（駿河区）	054-221-1531
清水市税事務所 納税係	054-354-2092
滞納対策課 特別滞納整理第 1 係	054-221-1524
滞納対策課 特別滞納整理第 2 係	054-221-1036

MEMO

県税の減免(静岡財務事務所)

災害により被害を受けられた方には、申請により減免を受けられる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

●対象

- ・ 個人事業税
- ・ 不動産取得税
- ・ 自動車税種別割
- ・ 自動車税環境性能割 (旧自動車取得税)
- ・ 延滞金 など

※個人県民税は、市民税が減免された場合、同じ割合で減免されます

問合せ先	電話番号
静岡財務事務所	
●個人事業税 直税第1課	054-286-9161
●不動産取得税 直税第2課	054-286-9170
●自動車税(種別割) 自動車税課	054-286-9130
●自動車税環境性能割 自動車税分室	054-261-4029
●延滞金 納税第1・2課	054-286-9140

MEMO

国税の手続き(静岡税務署)

災害等により被害を受けた場合には、申告・納付等の期限延長の指定や、納税の猶予を受ける手続き等があります。状況が落ち着きましたら、まずは最寄りの税務署へご相談ください。

問合せ先	電話番号
葵区・駿河区 静岡税務署	054-252-8111
清水区 清水税務署	054-355-2360

●詳細は、国税庁ホームページへ



MEMO

暮らし・しごと相談支援センター

（社会福祉協議会）

「暮らし」や「しごと」についてお困りの方や不安のある方のご相談をお受けし、「生活の立て直し」をお手伝いします。相談支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

問合せ先	電話番号
静岡市社会福祉協議会	
静岡市暮らし・しごと相談支援センター	
葵区	054-249-3210
駿河区	054-286-9550
清水区	054-371-0305

- 制度の詳細は、
静岡市社会福祉協議会ホームページへ



MEMO

母子父子寡婦福祉資金

必要と認められる場合に、授業料、入学金や転居の費用などをお貸しします。詳しくは、お問い合わせください。

●対象

- ・母子家庭の母・父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人
- ・父または母のいない20歳未満の児童
- ・寡婦（配偶者がいない人で、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していた人）

●資金の種類

- ・修学資金
- ・就学支度資金
- ・転宅資金
- ・事業開始資金
- ・事業継続資金
- ・技能習得資金
- ・修業資金
- ・就職支度資金
- ・医療介護資金
- ・生活資金
- ・住宅資金
- ・結婚資金

問合せ先		電話番号
葵区	子育て支援課	054-221-1093
駿河区	子育て支援課	054-202-5815
清水区	子育て支援課	054-354-2120

MEMO

生活福祉資金貸付(社会福祉協議会)

生活についてお困りの世帯に対し、災害等による困窮から自立更生するのに必要な資金をお貸しする制度です。

※利用者の状況によって貸付けの条件に該当しない場合もあるため、ご利用を希望される場合は、下記の窓口までご相談ください。

問合せ先	電話番号
静岡市社会福祉協議会 各区地域福祉推進センター内 (静岡市暮らし・しごと相談支援センター)	
葵区	054-249-3210
駿河区	054-286-9550
清水区	054-371-0305

●制度の詳細は、
静岡市社会福祉協議会ホームページへ



MEMO

発行 静岡市市民局市民自治推進課
〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
TEL 054-221-1265 FAX 054-221-1538

被災者相談窓口

◆葵 区 役 所	地域総務課	TEL 054-221-1343
◆駿河区役所	地域総務課	TEL 054-287-8697
◆清水区役所	地域総務課	TEL 054-354-2024